

第3編 教育基本法

平成18年12月22日法律第120号

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、**個人の尊厳**を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、**日本国憲法の精神**にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

第1条（教育の目的）

教育は、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、**真理**を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、**健やかな身体**を養うこと。
- 二 **個人の価値を尊重**して、その能力を伸ばし、創造性を培い、**自主及び自律の精神**を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、**勤労を重んずる態度**を養うこと。
- 三 **正義**と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、**公共の精神**に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 **生命**を尊び、**自然**を大切にし、**環境**の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 **伝統と文化を尊重**し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する**とともに、他国を尊重し、**国際社会の平和と発展に寄与する態度**を養うこと。

第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、**あらゆる機会に、あらゆる場所において学習**することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

- ② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第77条

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第78条

特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第79条

- ① 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。
② 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第80条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第81条

- ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。
- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

第3 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、**創意工夫**を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す**全体的な計画**にも留意しながら、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を**評価**してその**改善**を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に**各幼稚園の教育活動の質の向上**を図っていくこと（以下「**カリキュラム・マネジメント**」という。）に努めるものとする。

2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、**各幼稚園の教育目標**を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

3 教育課程の編成上の基本的事項

- (1) 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが**総合的に**達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して**具体的なねらいと内容**を組織するものとする。この場合においては、特に、**自我**が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの**長期的な視野**をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- (2) 幼稚園の**毎学年**の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、**39週**を下ってはならない。
- (3) 幼稚園の**1日**の教育課程に係る教育時間は、**4時間**を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

4 教育課程の編成上の留意事項（省略）

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、**小学校以降の生活や学習の基盤**の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、**創造的な思考**や**主体的な生活態度**などの基礎を培うようにするものとする。

第6編 第3期教育振興基本計画【抜粋】

（平成30年6月15日 閣議決定）

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 本計画においては、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組を整理する。
 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等）

- 複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められている。これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育んでいくことが重要である。

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

（グローバルに活躍する人材の育成）

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要である。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要である。